

Title	経済統制法の考え方：我妻教授の新著を手がかりとして
Sub Title	
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.7 (1948. 7) ,p.53- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480701-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

經濟統制法の考 え方

——我妻教授の新作を手がかりとして——

社 會 法 研 究 會

一 戦時中あれほど盛んであつた經濟統制法についての論議は終戦後すつかり影をひそめて、今や社會法學の中心課題は勞働法に移つてしまつた感がある。だが、このような經濟法學界の低調の中にも、われわれにおくられた二つの勞作があることを特記しなければならぬ。その一は、峯村博士の「經濟法の基本問題」であり、他は、我妻教授の「經濟再建と統制立法」である。前者が、峯村博士の、これまでたどつてこられた研究の成果をまとめられた理論的體系的な著作であるのに對し、後者は我妻教授の、戦時中から終戦後にかけての經濟法令の推移をあとづけつつ、更に廣く經濟的民主主義に關する外國の文献にまで、説きおよびれた斬新な著作である。いずれもわれわれにとつて貴重な參考といふべきであるが、ここでは我妻教授の新作を中心として、經濟統制法の概念づけについての試論的考察をのべてみたい。(我妻教授のこの新作については、すでに

經濟統制法の考 え方

牧野博士(法律時報二〇卷七號)と齋藤助教授(東北學生新聞四月二五日號)との二つの紹介があるが、いずれもごく簡単な要約ないし感想たるにとどまつている。)

二 本稿は我妻教授の新作を中心とする、とはいつても、その全面的批判を企てようというのではなく、單に經濟統制法の概念づけ——その特色づけ——について、我妻教授の示された見解を検討してみようとするのである。頁數からみても、わずかに最初の八頁だけにすぎない。したがつて本稿はいわゆる書評の形をとらず、あくまでも我妻教授の所説を一の手がかりとして考察をすすめることとする。

三 我妻教授はまず「自由放任經濟、即ち經濟における『自由放任主義』: *laissez faire* principle」に對し、經濟の運行について何等かの國家的干渉・規整を加えることをもつて經濟の統制となし、その手段たる法律を悉く經濟制立法(四頁)で

あると理解しておられる。そして、このように一應經濟統制法の概念を措定された後に、内容的にみれば、その基本的な姿は「契約の自由に對する法律的干渉」(六頁)といわれる。

およそ法律上からみた統制經濟の概念は「國民經濟に於ける需給の持續的調整の確保を直接目的とする國家の權力的手段による國民の私經濟生活行動殊にその私法的法律關係に關與する作用である」(美濃部博士「統制經濟の法律形態」國家學會雜誌五二卷一二號五頁)と解せられるから、それは單なる經濟的警察的な制限ではなくして、經濟を一定の方向に秩序づけようとするものである。したがつて、我妻教授がこの場合、契約の自由に對する法律的制限といわないで、法律的干渉という表現をされたのは、全く正しいと思われる。

四 では次に、教授が契約自由のみをとりあげておられる點を檢討してみよう。

契約自由とならんで近代市民法の支柱をなすものは、所有權の不可侵である。それゆゑ經濟統制法の概念を措定するに際して、契約自由のみを第一義的にとりあげ、所有權の不可侵を輕視する態度は果して妥當といえるであらうか。もちろん、教授が所有權の不可侵を無視しておられるというのではない。だが教授が「今日の經濟組織においては、所有物の、少くとも社會的に意義のある、「利用」は殆んど常に、他人との間の所有物の販賣・貸與等の過程を通じて行われる。……従つて、所有物利用の自由に對する法律的干渉は、殆んど常に所有物の讓渡・貸

借の契約の抑制・禁止又は命令・強制となつて現われる」(六頁)といわれ、そしてこの意味で「經濟統制立法の本體は寧ろこれを契約の自由に對する法律的干渉という觀點に統一することによつて、現時におけるその内容を一層明かに理解することができるといふのである」(七頁)と説いておられることについては、なお議論の餘地があると思ふのである。

五 さて、ここでわれわれは、近代法における所有權の概念とその社會的機能とをまず問題としなければならぬ。しかもその場合、われわれはエールリッヒの主張するような法社會學的な立場を是認し、その上で所有權の機能を考えねばならないであらう。そこにおいてわれわれの第一に氣のつくことは、所有權の客體が實にさまざまに分化しているということである。例へば、カール・レンナーによれば、

「今や、所有權客體は専門化せられ、特殊の機能を探るに至つた。それは、……所有權者に手中に於て、相次で、權力名義、利潤名義、利息名義、利得名義、地代名義となつた。換言すれば、資本若しくは資本に等しいものとなつた。斯くして、今や、所有權の客體は、産業資本、商品取引資本、貨幣取引資本、利息附資本又は土地所有權(單純なる、無機能的な土地所有權)であり、且つこれらの形相の何れに於ても、所有者に一つの分化された假裝の刻印を捺す所の特異の機能を有つて居る。それと同時に、所有權なる法律制度は、その獨自性と自足性とを失ひ、單純なる商品生産者が、直接に、

第三者の干渉なしに、人格者として物に關係したのに反して、たゞ他の法律制度との不斷の結合に於てその機能を盡すにすぎない。」(後藤博士譯・カルネル「法律制度——特に所有權——の社會的機能」一三二—一三三頁。傍點原文)と。

このようにレンナーは説いているのであるが、この點からわれわれの知りうることは、所有權は必然的に契約自由と結合しまた結合することによつてのみその機能をいとなみうるということである。したがつて所有權は全く觀念化せられ、しかもその客體の現實の利用の點からみれば、いちじるしく共同的・社會的なものなまでに轉化せしめられていたのである。この意味において、かつて我妻教授が詳細に論證せられたように、近代法における債權の優越的地位が當然に導かれるのであつて、少くとも表面的にながめれば、近代法における所有權の地位は第二義的なものにおとされているということができる。

かくして、近代市民法に對する修正としての經濟統制法の基本的特質が、その「契約自由に對する法律的干渉」という一點において把握されることは、一應正しいといわねばならない。近代法における債權の優越的地位を説かれた我妻教授にしてこの理論を導かれることは、たしかに、いわば理の當然であるう。

六 だが、もう一步すすんで考えてみよう。われわれは先に、所有權が今や全く觀念化せられ、かつその客體の現實の利用の點においていちじるしく共同的・社會的なものなまでに轉化せし

められていることをみた。この事實からわれわれは、所有權の機能がしばしば社會に敵對的になり、反社會的になるにいたつたことを知らねばならない。

レンナーは更に次のようにいつている。

「然るに眼を開いて見よ。自己の物の平和な所持は、他人の勞働力の苛酷なる支配に轉化し、多くの場合に封建時代やフアエーラオーネンのそれよりもヨリ苛酷、ヨリ殘忍、ヨリ殺戮的な勞働秩序を生み出した——幼年工勞働を惹ひ起して見よ!——自己の物の斯かる平和な所持は、他人の勞働の產物の不斷の擅有となり、剩餘價值名義となり、全社會の生産物を遊蕩階級に利潤、利息、地代として分配し、活動的階級には保存と繁殖との必需品のみを分つに至つた。それは、畢竟その總ての本原的機能を逆轉せしめた(前掲譯書二二六—七頁)と。

七 われわれはなお最も身近な問題として、例えば最近の勞働爭議において、勞資の對立がいかに深刻なものであるか、そして勞働者側の生産管理が資本家にとつていかに大きい脅威となるか、また資本家側の企業合理化や作業所閉鎖などが勞働者にとつていかに致命的であるか、更にまたそれらが社會的にいかに甚大な影響をもつものであるかを、よく承知しているであろう。このような場合においては、問題の核心は、もはや單なる契約自由を以てしては解決のできない點にまでおよんでいる。それは契約自由をこえて、ヨリ深く根源的な所有權の問題にま

でふれているのである。

このようにみると、現代における所有權の作用は、決して輕視することはできないであらう。もとより表面からみれば所有權の問題はあらわれてはこない。ここでは常に契約自由のみが當面の問題となる。だが一度單なる表面的な事象をこえてヨリ深く社會の經濟關係の實體の究明にまでおよぶならば、所有權の問題をはなれて經濟統制法の概念を指定することはゆるさるべくもないであらう。

八 更に一步をすすめて法律における人間像の問題にまで立入り、各個人を一の社會的實在として觀念し、そしてその各個人に、ワイマール憲法一五一條にいわたる「人間に價する生活」(ein menschenwürdiges Dasein)を保障し、またわが新憲法二五條にいわたる「健康で文化的な最低限度の生活を営む權利」を興えようとするならば、新しい法理念を含む經濟統制法の基本的性格を把握するためには、所有權に對する法律的干涉という面をもとりあげざるをえないであらう。いうまでもなく經濟統制法は資本主義的社會機構を前提的に承認するものであり、その資本制社會における法秩序の一面を組成するものであるが、しかし、資本主義的社會機構の埒内において、個人主義的法律原理が社會主義的なそれへとどうつりゆく歴史の歩みに眼をとさすわけにはゆかないであらう。

九 ここにおいて、經濟統制法の基本的な姿を契約の自由に對する法律的干涉という一點にのみ集中してみようと思はれる我

妻教授の考え方には、なお未解決の問題が残されているのであるまいか。——例えば、現に進行しつつある農地改革の本質また最近やかましく論ぜられている基礎的な産業や金融機關についての國有問題をとりあげてみよう。それは戰後におけるいわゆる經濟民主化の理念をあきらかに示すものであるが、それが單なる契約自由の問題としてではなく、實にヨリ根源的に所有權の不可侵に對する致命的な批判として理解するべきであることは、あらためて論ずるまでもないであらう。

一〇 次に、我妻教授は、經濟統制法の形式上の特色として、議會主義の縮限を指しておられる。

教授はいわれる。

「元來近世における經濟的自由放任主義は、個人主義的法律原理に立脚するものである。しかし、この個人主義的法律原理は、社會組織、殊に經濟組織においては、平等なる當事者の自治を原則とし、その政治組織においてのみ、支配從屬の關係を認める。しかも、この政治組織における支配從屬の關係は、社會組織・經濟組織における自治を完うさせるための障壁たることをもつてその任務とする。近世文明諸國のいわゆる立憲主義的憲法なるものが、何れも、一方において個人の自由、殊に經濟活動における契約の自由を國民の基本權として確認すると共に、他方において、議會制度を採り、經濟活動の自由に對する法律的制限は必ず議會の協賛を経たる法律によるべきものとしているのは、右の事情を示すもので

ある。かような事情を明かにするときは、經濟的自由放任主義に對立する概念たる經濟の統制は、その法律的顯現においては、前者の基礎たる個人主義的法律原理の支柱をなす契約の自由と議會主義の兩面における統制ないし縮隔を取上げねばならないことになる(七頁)と。

このように我妻教授は、近代の個人主義的法律原理の支柱として契約の自由と議會主義との兩者を並べて考え、そしてこの個人主義的法律原理に對する修正としての經濟統制法が、契約自由および議會主義の兩面における統制ないし縮隔を含むと理解しておられるのであるが、かような考え方はいささか早計ではあるまいか。われわれの疑問をここに卒直にのべるならば、そこには、近代民主主義の成立およびその後の發展過程における議會主義の歴史的な性格の變化が看過されているのではあるまいかと思われる。

一一 いうまでもなく近代民主主義は、十七世紀から十八世紀にかけて、あいついでイギリス・アメリカ・フランスに生じた政治的變革を通じて、まず政治的民主主義としてスタートをきつたものである。その原理は、いづれも人間の自由と平等とを倫理的に承認し、可能な限り多數國民の國政への参加を要求していつたものであつた。各國において實現された民主主義の形態は、その國の社會的特殊性によつて色づけられ、必ずしも同一たることはできないにしても、少くともそこには共通な基

一二 近代民主主義の發端は、經濟史的にはもとより近代資本主義の成立と呼應するものである。いいかえれば、近代資本主義は近代民主主義革命の基底をなしていることとみることができるのであつて、したがつて政治原理としての民主主義推進の原動力となつたものは、あきらかに新興市民階級である。例えば、フランス革命は、民主主義革命としては、あきらかに一の徹底した形態を實現したものであるが、それにしても結局は、市民階級を基礎とする民主主義としての歴史的制約をまぬかれえないものであつて、そこにあらたに自由と平等とを獲得し、政治的な權力をからえた國民の中には、社會の最もあたらしい分子である無産大衆は含まれてはいなかつた。即ちこの場合、少くとも民主主義は未だ國民的な規模にまで徹底していなかつたのであつて、その現實の政治的表現としての議會主義も、當然に全國民的な基礎をもちうるものではなかつたといわねばならない(制限選挙制)。かような民主主義の不徹底は、イギリスやアメリカにおいては更に明瞭にみとめられるところである。イギリスのごときは、歴史的にみれば、最も早く議會制度という民主主義的政治機構を創始したにはちがいないが、しかしそれは、絶対王制に對する制限であつた反面において、實は徹底的民主主義に對する制限をも含んでいた。即ちいギリスの議會は、主權を獲得した後においても、なおかなり長い間、その構成上大地主的性格を多分にもつており、全國民の代表としてはもとより、市民階級の代表としてさえ必ずしも十分とはいえない

かつた。奴隸制度の長く残存したアメリカについては、同一の事情は更によくあてはまるであらう。

このようにみえてくると、近代民主主義、その政治的表現としての議會主義が、その端初において、市民階級に基礎をもつものであつたことはあきらかである。

一三 ひるがえつてみるに、市民階級のリードする市民社會の法律原理は、いうまでもなく近代市民法の原理であり、それは契約の自由および所有權の不可侵を中核としている。かくしてわれわれは、近代の個人主義的法律原理として、契約自由と議會主義とが、たがいに相關連するものであることをみとめうる。そしてこの意味において、我妻教授の所説の前半分は全く正しいといふことができよう。

一四 では、後半の問題として、經濟統制法は契約自由および議會主義の兩面における統制ないし縮限であるかどうかにかつてしよう。この場合、經濟統制法の基本的な姿が契約自由に對する法律的干渉として把握されることは先にもみた通りであるから問題は、それが議會主義の縮限を伴うかどうかの一點に集中されるわけである。

一五 民主主義の政治的表現としての議會主義は、表面的にみれば、その成立以來ただ一つのイデオロギーによつて導かれ、常に同一の道をたどつてきたようにもみえる。そして、政治機構そのものだけをきりはなしてみれば、一應この觀察は肯定されえよう。何故なら、右にみたような市民階級的な民主主義に

對する反流が生じてきたとはいつても、それは根本的には、この政治機構としての議會主義を容認し、それを通じて目的達成につとめてきたからである。

このように表面的にみれば、近代民主主義の歩んできた道はただ一つであるようにみえるのであるが、だが一度現實の社會内部の社會的勢力の分立に注目するならば、そこにはあきらかに對立的な潮流がみいだされるのである。そしてその消長推移によつて、民主主義は方向分裂をよぎなくされ、大きくいつて二つの發展段階を經過してするのである。端的にいえば、それは民主主義の埒内における自由主義と社會主義との抗争である。

一六 本來、市民階級に基礎をもつ民主主義が、自由主義を基調として、個人の經濟的自由ならばにその法形式的平等に重點をおいており、その私法的表現が所有權の不可侵・契約の自由であることはくりかえしていうまでもないが、この場合その自由・平等という目標は、あくまでも總對王制に對する批判的反對目標としてたてられていたのであつて、その反面において經濟的自由競争とそれにもとづく財産の不平等とは、當然のこととして豫想されていたのであつた。例えば、ジョン・ロックスにしても、またアダム・スミスにしても、その學說の中に、いかに安易な豫定調和の觀念の下に個人の財産の不平等が是認されているかをみるべきである。だが現實には、この經濟的自由主義の意圖した自然的調和の組織は、實質的にいわゆる適者

生存・優勝劣敗の原理によつてつらぬかれている。したがつて社會的不平等はむしろ當然の結果として肯定され、例えば貧困のごとき社會悪は、ただ慈惠的な社會政策の對象としてみられていたにすぎなかつた。

一七 やがて産業革命を經過し、資本主義的工場制生産が大規模に發達するにいたつてからは、俄かに増大しはじめた労働者階級は、經濟的自由を楯としてあらゆる法的保護の外におかれ全く資本家階級の恣意的な誅求にまかされたのであつた。ここにおいて、かつての樂天的な豫定調和の觀念はもうくも消えさつてしまつた。労働者階級の階級的意識が強まるにいたるや、従来の市民階級の民主主義に對して、あらたに國民大衆に基礎をおく民主主義運動の展開せらるべき契機は、しだいに成熟してきた。

かくて十九世紀後半以來、いわば自由主義に對して社會主義として特色づけられるべきあたらしい民主主義の運動は、まずイギリスにはじまり、しだいに各國に擴がつていつたのであるがこの運動が、その中心目標を、かつての經濟的自由主義によつてもたらされた經濟的不平等を是正しようとするところにおくものであり、その歴史的性格からみて、いわゆる經濟的民主主義と名づけられるべきものであることは周知のとおりである。

もとより經濟的民主主義とはいつても、このあたらしい國民大衆的な民主主義の運動は、政治的なそれを問題外としたわけではない。だがそれは從來の議會制度をそのまま承認し、ただ

その參政の機會を擴大せしめるといふ點に焦點をおいたのであつて、その道程が普通選舉制への一線であつたことはいふまでもない。この道は、實に議會主義の實質的ならびに形式的徹底化にはかならない。

一八 このようにみえてくると、近代民主主義の發展過程は、その中心目標がどこにおかれているかによつて、政治的民主主義と經濟的民主主義との二者を區別しなければならぬことはあきらかである。そしてこの二つの發展段階を通じて、政治機構の上では、議會主義はますますその徹底化の道をたどつてきたのである。このような歴史事情から、われわれは、近代以降の政治史および私法史について、はじめは議會主義と契約自由とは密接な關連をもつていたが、後には、一方議會主義がいよいよ徹底化されつつある間に、他方契約自由はきびしい批判をうけてしだいに變容を示してくるということを知りえよう。したがつて、我妻教授の提出しておられる「近世の民主主義政治形態においてその議會主義の徹底という理想は經濟的自由放任主義の理想を不可分のものとして伴わざるべからざる必然性があるのか」(八頁)という問題は當然否定的に答へられなければならない。更に同時に教授の提出しておられる「近世のこの民主主義を特に『政治的民主主義』 political democracy; politische Demokratie と呼び、これに對して新たに『經濟的民主主義』 economic democracy; ökonomische Demokratie, Wirtschaftsdemokratie の理想が提唱されるや否や、その何

等かの修正が行われんとしてゐるのではないか(八頁)という問題にも、或程度の解答があたえられるであらう。

一九 ところで經濟統制法の本質的意圖は、先にもみたように資本主義的經濟機構の中において、そこに必然的にあらわれてくる矛盾をすくい、需給の持續的調整をはかるところにあると解するならば、その發展過程も、あきらかに經濟的民主主義と歩調をとにもするものだということができる。

かくてみれば、經濟統制法が經濟的自由放任主義に對立するものであり、契約自由に對する法律的干渉を内含するということはたしかであるが、同時にそれが立法の形式上議會主義に對する縮限を伴うとみることはできないのであつて、むしろ反對に議會主義の徹底化をこそ伴うべきものであるといわねばならない。我妻教授は「經濟統制の法律的顯現は、契約の自由に對する法律的干渉の他に、その干渉の手段たる法律制定の權限が議會を離れて獨裁的となることにも、これを認めねばならないことになる」(七頁)と論じておられるが、それは問題であらう。

二〇 もちろん、戰時中經濟統制法に關して議會の權限が縮少されてきたことは事實であり、それはわが國のみならず、世界について共通の現象であつた。だが、それは經濟統制法そのものに固有の性格ではなくて、むしろ一般に、戰時あるいは準戰時というやうな國家的緊急ないし非常時に特有の法現象であると理解すべきではあるまいか。ことに、戰時中廣汎な内容をも

つ委任立法がおこなわれたにしても、それは、全く獨裁的な全體主義的政治機構をもつていた國家、例えばナチスドイツに最もよくみられた現象であつて、わが國のごとく、形式上明文をもつて立法權の委任のおこなわれることのなかつた場合においては、議會の權限の縮少ということは、少くとも正面から問題とすべきではないであらう。

例えば昭和十三年春の國家總動員法は、課稅權以外のほとんどすべての立法事項を勅令や省令にゆずつていた。それは或意味で政府に對して立法權の委任をみとめたものともいえるがそれは、正しくは、形式的な委任立法とみるより、むしろ近代法の特徴である一般條項として考へるべきではあるまいか。少くともナチスドイツの全權委任法(Ermächtigungsgesetz, 1933)のごとき無制限のものと同じ視してはならないであらう。國家總動員法が、例えば「政府へ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ……」というように勅令制定のための條件を示していた點は無視するべきではあるまいと思われる。

二一 なおまた、戰時ないし準戰時をはなれても、一般に段階的な委任立法のみとめられることは經濟統制法のいちじるしい特色である。しかしその本來の意味は、規定内容がきわめて技術的で、專問的な微細な點にまでわたるために、またそれがしばしば經濟事情の變化に即應して迅速に改廢せられねばならぬために、立法技術上議會で審議するに適しないという點にお

いて理解すべきであつて、決して經濟統制法の内容に一々議會の、ひいては國民の喩をいれさせないという意味ではない。いかえれば、それは決して政府の獨裁を意味するものではない。また、そうであつてはならないのである。

二三 先にもみたように、經濟統制法は本來經濟的民主主義と歩調をとみにすべきものであり、そして經濟的民主主義が政治機構として議會主義の徹底化を要求するものである以上、經濟統制法が議會主義の縮限を伴うとみることはできないのである。「戰時」という制約のはずされた現在のわが國において、國會の縮限が大幅に擴大され、かつては勅令や省令の對象とされていたような事柄までが、一々國會の審議を経て法律を以て規律されるようになったのは、そのあまりかな證左であらう。

要するに、我妻教授の示されたような、經濟統制法が議會主義の縮限を含むとなす態度は、戰時という制約をはめられ、その性格を歪められていたところの、かつての戰時、經濟統制法にのみ重點をおきすぎた結果なのではなからうかと思われるのである。そうでなければ、終戦後の今日における議會主義の徹底化と、經濟統制法との關連を理解するのに苦しむことになるであらう。

(田中 實)